

令和6年度第1回四條畷市国民健康保険運営協議会会議録

令和6年8月21日

四條畷市健康福祉部保険年金課

四條畷市国民健康保険運営協議会

- 1 日 時 令和6年8月21日（水曜日） 午後2時00分
- 1 場 所 市役所 本館3階 委員会室
- 1 案 件 （1）令和5年度四條畷市国民健康保険特別会計決算見込について
（2）その他
- 1 出席者 会長 太田 暁美 副会長 岸田 敦子
委員 渡辺 裕 委員 堀内 勇
委員 佐倉 公子 委員 原 一洋
委員 中井 康成 委員 河口 理
委員 上田 とよ子 委員 東尾 邦子
委員 近藤 明喜子 委員 東 隆
委員 瓜生 健太郎
- 1 欠席者 委員 村上 広美
- 1 事務局 健康福祉部長兼福祉事務所長 阪本 律子
健康福祉部次長兼保健センター所長 平松 康希
保険年金課長 板東 彰
同主任 秋 和宏
同職員 辻岡 勇樹
徴収対策課長 岸本 宏
同主任 谷口 美江
保健センター所長代理 北村 さやか
同職員 松岡 佑季

開会 午後2時00分

○太田会長

本日は、お忙しいところ、皆様方にはご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本会議の開催に先立ちまして、本年4月1日付けで被用者保険代表委員の梅津珠美様から瓜生健太郎様に変更されました。

また、保険医代表委員の西村進一様が、本年6月にご逝去されました。本協議会委員として多年にわたりご尽力を賜りましたことに対しまして深く感謝し、安らかなご冥福を心からお祈り申し上げます。

なお、西村様の後任として、大東・四條畷医師会ご推薦により、中井委員に新たに就任していただきました。どうぞよろしく願いいたします。それでは、はじめに神谷副市長からご挨拶を受けたいと存じます。

○神谷副市長

皆様大変お忙しい中ご出席を賜り誠にありがとうございます。東市長が所要のため参加できないということで、メッセージをお預かりしておりますので、私、神谷から読み上げさせていただきます。

「各委員の皆様におかれましては、誠にお忙しい中、本日の本協議会にご参加いただき、また日頃から市政の様々な分野で大変お世話になっておりまして、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。健康保険制度改革による都道府県単位化から今年で7年目を迎え、大阪府国民健康保険運営方針により、令和6年度からは大阪府内の全市町村が統一保険料となつてございます。国民健康保険制度の運営に当たりましては、1人当たりの医療費が増加傾向となる一方で、被保険者数や世帯数の減少が続くなど、事業運営を取り巻く環境は厳しい状況ではございますが、大阪府と府内市町村におきましては、共通認識のもと、安定的な制度運営を図るため、取り組みを進めているところでございます。本市におきましても、共同保険者としての役割を担う大阪府と連携し、被保険者の皆様が安心して医療を受けていただくことができるよう努めて参りたいと考えております。本日の協議会では報告事項となりますが、令和5年度の国民健康保険特別会計の決算見込み等につきまして、ご報告させていただきます」と思っております。

委員の皆様方には引き続きお力添えをお願い申し上げまして、簡単ではございますが開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

令和6年8月21日四條畷市長 東修平」代読でございます。

○太田会長

ありがとうございました。なお公務の都合上、副市長はここで退席されます。

(副市長退席)

それでは、議事に入ります前に事務局から本日の出席委員を報告願います。

○事務局

本日の出席者数は13名です。従いまして国民健康保険条例施行規則第4条第1項の規定により、本会議は成立しますことをご報告いたします。なお、村上委員様におかれましては、他の所用のため欠席する旨ご連絡をいただいております。

○太田会長

ただ今の報告の通り、本会議は成立いたしております。

次に、四條畷市国民健康保険条例施行規則第5条第2項の規定に基づき、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員に堀内委員さんと、原委員さんをお願いいたします。

よろしくお願いします。議事に入る前に、事務局から配布資料の確認をお願いします。

○事務局

資料の確認をさせていただきます。

事前にご送付させていただいております、令和6年度第1回四條畷市国民健康保険運営協議会資料、本日机上に配布をさせていただいております次第、次に資料6ページに修正箇所がございました。新旧対照表を配付しておりますので、大変お手数でございますが、修正をよろしくお願いいたします。その他報告資料、令和6年3月に改定いたしましたデータヘルス計画、資料は以上になりますが、参考に国民健康保険必携をお配りしております。不足等はございませんでしょうか。

○太田会長

それでは議事に入ります。案件（1）「令和5年度国民健康保険特別会計決算見込みについて」を議題といたします。事務局から内容の説明をお願いします。

○事務局

それでは令和5年度決算見込みについてご説明いたします。私の方からは、国民健康保険年金課所管部分についてご説明いたします。まず資料の2ページをご覧くださいと思います。

「1 歳入歳出決算額見込」でございます。まず歳入の主な項目につきましてご説明いたします。

まず、国民健康保険料は9億6,641万3千円で、前年度比99.3%、約718万1千円の減でございます。

これは被保険者数の減少によるものでございます。

次に、国庫支出金は10万5千円でございます。これは令和5年度に限りまして出産育児一時金が引き上げられたことに係る国庫の補助金でございます。

次に、府支出金につきましては、36億9,499万4千円でございまして、前年度比95.2%。約1億8,677万6千円の減でございます。これは保険給付費の減に伴うものでございます。

次に繰入金につきましては、7億5,212万7千円で、前年度比101.0%、約747万3千円の増でございます。この要因といたしましては、人件費の増加によるものでございます。

次に諸収入につきましては、1,872万3千円で、前年度比151.9%。約639万6千円の増でございます。これは被保険者の第三者行為に係る療養費の求償額が増加したものによるものでございます。

次に繰越金につきましては、8,359万9千円で、前年度比104.1%、約328万3千円の増でございます。

歳入合計としましては、55億1,634万7千円で、前年度比96.9%。1億7,671万円の減でございます。

次に歳出につきましては、総務費は9,831万2千円で前年度比105.2%、約489万9千円の増でございます。これは人件費の増加によるものでございます。

保険給付費につきましては、35億7,125万6千円で、前年度比95.4%、約1億7,132万5千円の減となっております。この要因といたしましては、被保険者数の減少によるものと考えられます。

次に国民健康保険事業費納付金につきましては、16億8,420万7千円で、前年度比102.6%、約4,272万9千円の増となっています。

次に、保険事業費は、5,491万5千円で前年度比114.8%、約708万1千円の増でございます。その主な要因といたしましては、保険料の増加によるものでございます。

次に、基金積立金につきましては、7,909万6千円で、繰越金から国庫負担金等の精算による返還金等を除いた額を積み立てております。

次に諸支出金につきましては1,068万円で、前年度比73.4%、約387万7千円の減となっております。

歳出合計といたしましては、54億9,849万1千円で、前年度比98.0%、1億1,096万8千円の減でございます。

歳入歳出差引額につきましては、1,785万6千円の黒字で、単年度収支といたしましては6,574万2千円のマイナスでございます。

次に3ページをご覧くださいと思います。

「2 被保険者数等の状況」でございます。「(1) 世帯数及び被保険者数」をご覧ください。

令和5年度は前年度に比べ、世帯数で360世帯の減少、被保険者数で612人の減少でございます。

その主な要因といたしましては、その下段「(2) 被保険者数増減内訳」の表で、後期高齢者医療制度への移行が722人となったことによるものでございます。

次に「(3) 加入状況」につきましては、加入率が世帯数で25.5%、被保険者数で17.8%でいずれも1ポイントあまり減少しております。

次のページ、4ページをご覧ください。

「3 保険料の状況」といたしまして「(1) 保険料率の状況」でございます。令和5年度の保険料

率はご覧の通りでございます。令和6年度の完全統一を見据えまして標準保険料率に近づける必要があることから、前年度に比べて増加となっております。

次に「(2) 賦課限度額の状況」につきましては医療分が前年度と比べ2万円増の65万円、支援金分が1万円増の20万円となっております。介護分は前年度と同額となっております。

次の5ページをご覧ください。

「(3) 調定額の状況」につきましては、1世帯当たり調定額は14万6,314円で前年度比104.86%と増加しており、1人当たり調定額は9万6,721円で、前年度比106.45%と増加しております。

次に「(4) 収納率の状況」でございます。現年度分は94.14%で前年度に比べ0.58ポイントの減となっております。滞納繰越分につきましては27.85%で、前年度比で4.17ポイントの減でございます。

次に「(5) 保険料軽減の状況」につきましては、件数は4,102件、前年度比95.64%で187件の減少、金額につきましては、2億4,689万4千円で、対前年度比105.07%、約1,191万9千円の増となっております。

次に「(6) 保険料減免の状況」でございます。件数は261件で前年度比85.29%、45件の減となっております。金額では3,466万6千円で、前年度比81.59%、782万3千円の減となっております。

これはコロナ減免が終了したことが主な要因でございます。

次に、6ページをご覧ください。「4 給付の状況」でございます。

表に記載の通り、費用額合計といたしましては、前年度比95.8%と減少ですが、本日机上にて配布させていただきました新旧対照表にあります通り、一番下の1人当たり費用額につきましては、前年度比101.7%と増加しております。

「(2) その他給付費の状況」につきましては、ご覧の通りとなっております。

以上簡単ではございますが、保険年金課所管部分についての説明とさせていただきます。

続きまして保健センターより説明させていただきます。

○事務局

恐れ入りますが8ページをお開きください。まず「(1) 特定健康診査特定保健指導」並びに9ページ「(3) 若年健康診査事業実施状況」につきましては、四條畷市第三期特定健康診査等実施計画に基づき、生活習慣病の予防を目的に40歳以上75歳未満の方を対象とした特定健康診査特定保健指導を実施するとともに、15歳以上40歳未満の方を対象に、大東四條畷医師会の各医療機関で、若年健康診査を実施いたしました。

「①特定健康診査」の受診率につきましては、27.0%と前年度と比較し2.0%減少しておりますが、受診率向上に向けた取り組みといたしまして、業務委託により、過去7年間の受診歴や結果などのデ

ータをもとに、被保険者で初めて健診対象となる人や、健診未受診者で通院をしている人、健診未受診者で通院していない人など、五つのグループに分類し、受診勧奨の通知や保健師、栄養士などの専門職による受診、電話勧奨を行い、健康相談を含め、受診の必要性を説明しつつ、勧奨に努めているところでございます。

次に、「②特定保健指導」につきましては、10.2%と前年度と比較し5.8%増加しております。増加の要因といたしまして、令和4年度に電話による勧奨を実施したものの、以前に一度保健指導を受けられ、再度、特定保健指導の対象となられた方が、引き続き保健指導を利用されることが少ないことなどを理由に、大幅に利用率が減少いたしました。

引き続き保健指導の必要性についてわかりやすい周知啓発に努めたことと、特定保健指導実施日を市が指定し通知をすることで、保健指導を受けなければならないという意識づけを行うよう案内するなど、利用しやすい環境整備に努めたことなどが要因の一つと考えております。

次に「④糖尿病性腎症重症化予防業務」につきましては、糖尿病性腎症の要医療域を抽出し、受診勧奨を行うことにより、糖尿及び糖尿病性腎症の重症化の予防、生活の質の低下を防ぐとともに、医療費の抑制並びに適正化に努めました。受診勧奨業務では、レセプトより抽出した糖尿病の治療中断者に対し、受診勧奨を個別通知と電話勧奨にて行い、治療を再開させるもので、対象として8人が抽出され、勧奨後に1人が医療機関を受診したことを確認しております。

また、糖尿病性腎症重症化予防業務では、糖尿病性腎症または糖尿の患者が腎不全や人工透析に移行を防止することを目的に、かかりつけ医と連携しながら、患者みずからが体調を自己管理できるよう保健指導を行うもので、令和5年度では、個別案内した186人中5人から参加申し込みがあり、5人すべての方が保健指導プログラムを修了しております。

次に9ページをご覧ください。令和元年度から実施している重複多剤投薬者に対する取り組みにつきましては、重複投薬多剤投薬禁忌投薬が見込まれる国民健康保険被保険者を抽出し、服薬に関するアドバイスや適正な医療機関の受診に向けた問題を解決することにより、意識改善、医療費の抑制並びに適正化につなげることを目的に、委託業者による事業を実施いたしました。

令和5年度の実績につきましては、重複または多剤投薬の対象となった243人に個別通知を行い、通知簿の評価期間中に処方歴のあった人のレセプトを確認したところ、重複投薬者については、改善率22.7%、1人当たり薬剤費が8,610円減少しております。

多剤投薬者につきましては、改善率が25.7%で、1人当たり1.36錠の薬剤減少を確認しておりますが、1人当たりの薬剤費は3,638円増加しております。増加の要因といたしまして、生活習慣病の薬剤処方において処方日数の増加や、ジェネリック医薬品のない高額な薬品の処方をされていることが考

えられています。

今後も引き続き、レセプトデータに基づき、適正な医療機関の受診や適正な服薬をめざして、個別にご案内することによる改善効果が期待できることから、今後も粘り強く丁寧な取り組みを継続して参りたいと考えております。

次に、令和5年度保健事業費歳出における前年度からの約700万円の増加要因につきましては、計画設定に伴う委託料及び会計年度任用職員の増加に加え、特定健康診査の未受診者対策として、受診勧奨回数を増やしたことが主な要因となっております。

これまで保健事業につきましては、平成30年度から四條畷市国民健康保険第三期特定健康診査等実施計画、第二期保健事業実施計画、過去データヘルス計画に基づき、事業を展開して参りましたが、計画期間の終了と、国が地域の健康課題の解決を目的としてデータヘルス計画の標準化等の取り組みの推進、保健所共通の評価指標の設定の推進を掲げたことから、令和6年3月に、本日配付いたしました四條畷市国民健康保険第四期特定健康診査と実施計画第三期保健事業実施計画を策定し、令和6年度以降は本計画に基づいて事業の展開をして参ります。

保健事業についての説明は以上となります。続きまして、徴収対策課より説明させていただきます。

○事務局

12ページをご覧ください。

「(1) 未収入額等の状況」につきましては、令和5年度の国民健康保険料収入済額は、現年度分で9,301万3千円、滞繰滞納繰越分で3,826万5千円となり、2,985万5千円を不納欠損処分としたため、繰越未収入額は1億2,647万3千円となりました。

「(2) 現年度徴収」につきましては、令和5年度の督促状送付の取り組みとして督促状を9,870件送付し、督促手数料を38万4,510円、延滞金を496万957円を徴収いたしました。

コールセンターによる催告として3,517件の架電を行い、846万5,770円の納付がございました。

納付書等投函員の投函員業務としては、182件を訪問し206万2,312円の納付がございました。

平日に来庁が困難な方に対し、休日納付相談を8回実施いたしました。

次は13ページをご覧ください。

「(3) 滞納処分の実施」につきましては、財産差し押さえとして令和5年度に133件、1,882万7,626円を差し押さえ、納付額は293万6,860円となっております。

差し押さえ債権の内容としては、預貯金、給与、年金、生命保険等を差し押さえいたしました。

交付要求としては、令和5年度に4件、15万8,366円の配当がございました。

次に14ページをご覧ください。

「(4) 大阪府域地方税徴収機構」につきましては、令和5年度は市税と合わせて120件を引き継ぎ、完結事案47件でございます。国民健康保険料の収入分は1,657万8,108円でございます。

以上で徴収対策課についての説明を終わらせていただきます。

○太田会長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問ご意見はありませんでしょうか。副会長お願いします。

○岸田副会長

ご説明ありがとうございます。簡単に2つ程度にしたいと思いますが、この年度も四條畷市単独で、国保会計の基金から1億6,000万円を繰り入れて保険料軽減に努力をしていただいたというのは聞いております。ただ、副市長の挨拶にもありました様に、今年度から大阪府で統一保険料になって、この令和5年度はその統一前の最後の年度ということで、先ほど申し上げた基金からの繰り入れというのもできたんですけれども、それでも大阪府が前年度から見て9.9%を値上げするという大幅な値上げを示したので、本市基金の繰り入れをしても大幅な値上げが余儀なくされたという年度だったと思います。最終、大阪府は全体で9.9%の値上げと言っていたのが、本市として1億6,000万の繰り入れをして何%の値上げにとどまったのかというのがわかれば教えていただきたいのと、またそうした値上げが大幅にあったということの影響で市民からの休日相談とか減免相談、電話相談とかそういったことが増えたという実績があったかどうかまず伺います。

○事務局

令和5年度の保険料率につきましては、今お話をいただいておりますように、保険料率を設定したところでございますけれども、その状況につきましては以前から長引くコロナ禍の状況から被保険者の負担軽減を図る一方で、本年度になりましたけれども令和6年度の大阪府の統一保険料率の移行を見据える、そのような必要があったことなどから、財政安定化基金から1.6億円を取り崩し、また、市独自の収納率を採用する等によりまして保険料率の抑制を図ったところでございますが、被保険者1人当たりの保険料収納必要額につきましては、令和4年度から11.16%増加をしたというような現状でございます。

相談者数というところですが、賦課と収納をさせていただいております保険年金課窓口に来庁された方の数を漏れなく数えるというのはちょっと難しいところではございますけれども、窓口で発券機に備えつけておりまして、毎年、当初の保険料の通知書を6月中旬に発送して、月末が納付の期限になりますので減免とか相談等の来庁者が増えるような状況でございます。

その発券した数の比較をさせていただいたところ、令和4年度で834件、5年度で835件ということで、数字的にはほぼ一緒なんですけれども、被保険者数というのは今回先ほど説明させていただいた通り、

減少しているような中、来庁者は減っていないというような状況ですので、一定、減少がなかったのかなというふうには考えております。

○岸田副会長

ありがとうございます。保険料の値上げ率については10%を超える値上げになったということで、今年度も続けてでしたけど、この5年度大変だったと思います。そういうことが、数字にも少しあらわれているのかなってところが、12ページの督促の送付件数が増えていたり、電話催告の対象件数は減っているのに、その金額が大幅に上がっているという状況が見受けられたので、こうしたことから1人1世帯あたりの負担がかなり重くなって、物価高騰の影響も相まって家計の負担がもう大変だと、もう限界に近いというようなそういう実態があるんじゃないかなという心配をするんです。

そういう相談などが多くなっているのではないかとそういう実感としてはどうでしょうかね。

○事務局

ただいまのご質問、徴収対策課の方からお答えさせていただきます。督促の発送が増えた、しかし架電対象件数が減っているが、金額が増えたということですよ。

それについては1件当たり、おっしゃる通り、世帯の負担というのか、納付していただく額が多くなったというのは、そうかなというふうには私は実感としては個人的に思っているところではあります。

家計が苦しいというようなことは確かにおっしゃるんですが、これはすべての方、ここに加入されてる方すべての方が一緒だと思っております。その他のところでの支払いとか、こういうところの相談も多くなっておりますので、その辺も含めた中で、こちらの方は徴収のほうに考えているというところになります。

電話につきましては、架電件数が増えてるところにつきましては、同じところに何回もかけてることもありますので、一概に対象者が違うものが、この約500件近くなるんですかね、これぐらいの違いが出てきているというわけではなくて同じところに何回もかけてるという場合もありますので、その辺で増えたという形になってるのではないかなというふうに考えております。

○岸田副会長

もう最後にしておきますけども、確かに家計は苦しい状況があって、皆さん同じだというふうにおっしゃいました。それはそうだと思います。以前は例えば、本市独自で減免制度を設けてた中で、家賃とか、家のローンとか、そういったものが家計に占める割合が高ければ、減免対象になったとか、そういう四條畷独自で努力していただいた制度があったのが大阪府に統一されて、なくなってしまったという経過があって、だから減免も対象になる方が、その分少なくなったと。

何らかの救済措置というのが以前もあったのがなくなってしまったということによる影響もやっぱ

りあると思いますので、引き続き、私なんか議会でこの高い国保料という大きな要因は、国がその国庫負担を50%、以前は出していたのが今25%ぐらいになっていると。

かなり負担割合を減らしてきている状況があるので、それをもっと社会保障全体に振り向けて欲しいと、国庫負担も増やして欲しいという、要望をぜひ、改めて他の市町村と一緒に声を上げていっていただきたいのと大阪府に対しても、保険料軽減へ努力していただくように、声を上げていただくということを要望して、この程度にとどめます。ありがとうございました。

○太田会長

ありがとうございました。その他にご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

ないようですので、この案件につきましては以上で終わらせていただきます。

次に、案件（2）「その他」について事務局から内容の説明をお願いします。

○事務局

案件（2）「その他」について説明いたします。お配りしているその他報告をご覧ください。

報告になりますが、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、保険証の利用登録されたマイナ保険証を基本とする仕組みに変わることから、現行の保険証は令和6年12月2日に廃止となります。

令和6年度の保険証の更新につきましては、例年通り、1年間有効な保険証を10月上旬に発送する予定でございます。なお、保険証の有効期限につきましては、令和7年10月31日となります。

保険証廃止後の対応方法をご覧ください。以下の表は保険証廃止後の対応方法になります。

令和6年12月2日以降は、マイナ保険証の保有状況により資格情報のお知らせまたは資格確認書の発行となります。マイナ保険証を持っている方につきましては、令和6年12月2日以降、新たに四條畷市国民健康保険に加入される方や、窓口負担割合が変更されたときは、資格情報のお知らせを発行します。

次に、マイナ保険証を持っていない方につきましては、令和6年12月2日以降、新たに四條畷市国民健康保険に加入される方や、保険証を紛失された方などは、保険証の新規発行・再発行はできず、資格確認書の発行となります。資格確認書は現行の保険証と同様に、医療機関等で提示することにより受診することができます。資格確認書の記載事項につきましては、表に記載の通りとなっております。

マイナ保険証を持っていない方につきましては、令和6年10月に送付する保険証が有効期限を迎える前の令和7年10月頃に新しい資格確認書を送付する予定でございます。

次に、裏面をご覧ください。資格確認書のイメージとなります。資格確認書は現行の保険証と同様のカード型となります。資格確認書の有効期限につきましては、令和6年12月2日から令和7年10月31

日までに発行されるものは、令和7年10月31日までとなり、令和7年11月1日から令和8年7月31日までに発行されるものは、令和8年7月31日までとなります。令和8年7月31日以降は、8月1日から翌年の7月31日の1年間が有効期限となります。

次に一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保険医療機関等の一部負担金の取り扱いについて、国民健康保険法に規定する一部負担金の徴収猶予及び減免等の取り扱いについて示された通知になりますが、従来、急患等として医療機関を受診した被保険者に対し、生活保護による医療費扶助の開始を職権で決定した後、その方に資力があることが判明した場合に、生活保護の廃止を行うとともに、その方に対して、治療費などに要した医療費の全額を返還請求する事案が生じていることを踏まえ、この度、このような事案の発生を未然に防止するため、保険料の徴収猶予、最長でも1年間活用することができるよう、国において適用期間の見直しが行われたものでございます。

なお、これらの変更に伴う、四條畷市国民健康保険条例の一部改正につきましては、国が示す国民健康保険条例参考例を踏まえ、今後、市議会定例会に提出予定としておりますので、ご報告させていただきます。案件（3）「その他」につきましては以上となります。

○太田会長

ありがとうございます。

ただいま事務局からご報告いただきました件について、ご質問ご意見等ありましたら挙手願います。

副会長お願いします。

○岸田副会長

ありがとうございます。ではマイナ保険証の方に関して、少し何点かお伺いしますけれども、直近のマイナ保険証の取得率と、利用率がどのようになっているか教えていただきたいのと、マイナ保険証は、以前から様々トラブルがあったり、あらゆる個人情報と紐付けをして、国が個人情報を把握して、民間企業にもその情報を取得できるようにするねらいなどがあるということなので、私なんかもこれは慎重に進めるべきだと思いつつ、医療現場では進められてきているので医療従事者の方もご苦労されておられると思います。

ただ、マイナ保険証への不信は根強く、紙の保険証を残して欲しいという声も一定あるので、今回のこの資格確認書の発行というのは一定理解はするんですが、来年度以降の交付について、申請手続きが必要になる可能性というの也被言われているんですが、その辺のめどと、今のように申請しなくても確認書が送付されるような制度にして欲しいと思うんですが、そのあたりは今後どのような状況でしょうか。

○事務局

まず、マイナ保険証の利用登録状況につきまして、令和6年6月現在の登録率は54.14%となっております。同月の利用率につきましては、15.65%というふうになっております。

続きまして、資格確認書の交付につきまして、来年度以降につきましても今のところ国の通知の方で、当分の間マイナ保険証を保有してない方などにつきましては、申請によらない交付という取り扱いの通知を受け取っております、その運用でというふうには今思っておりますので、今現時点でお答え申し上げる内容といたしましては、市の方からマイナ保険証を持たれてない方に資格確認書をお送りするというような手続きで行う予定としております。

○太田会長

ただ今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見はありませんか。

ないようですので、この案件につきましても以上で終わらせていただきます。

これで、本日の案件は全て終了となります。これにて会議を閉会いたします。

委員の皆様、ありがとうございました。

閉会 午後2時45分